

※画像はすべて昨年の様子

入場規制がかかるほどの  
大好評イベントが…  
2024開催決定!!

特別ゲスト  
岩崎良美さん  
夏川りみさん

SBC×イベバン  
コラボ企画

Kitchen  
Car

大人の  
のグルメ

も同時開催!

SBC

第15回

2024  
NAGANO

入場無料!!  
大人の文化祭

会場  
エムウェーブ

6/1・2 10時～17時  
sat sun ※予定

期間：2023年6月1日(土)～2日(日) ※2日間

時間：10：00～17：00（予定）※最終日～16時

会場：エムウェーブ（長野県オリンピック記念アリーナ）

※長野市大字北長池195

①大人のグルメ～キッチンカーがいっぱい！ ※屋外

②ニッポン初夏のうまいもん～物産展 ※屋内(キッチンカー含む)

【先行募集2024年4月15日(月)】

※屋外キッチンカー限定数※屋内キッチンカー5台のみ 締め切りに関わらず完売次第締め切ります！  
(企業審査がございます)

※順次請求書発行後、約一週間後に支払い完了で申込完了

企画制作 / イベント・バンキング運営組織委員会

運営管理 / イトーノリヒサOFFICE

担当者携帯：080-6455-0872(シマダ)

090-3126-0060 (イトー)

TEL：03-6908-2182

FAX：03-6908-2183

E-mail：eventbanking@email.plala.or.jp

# 開催概要

名称	第15回『大人の文化祭』2024 NAGANO ※同時開催イベント多数（表紙画像参照）
主催	SBC信越放送
日程	2023年6月1日(土)～6月2日(日)
時間	10:00～17:00 ※最終日～16:00（予定）
会場	エムウェーブ ※長野県オリンピック記念アリーナ (長野市大字北長池195)
入場料	無料(出入り自由)
動員数	30,000人予定 ※昨年23,000人動員

## コンテンツ(集客要因)

### 近年動員実績

第6回(2013年6月)	35,100人	
ゲスト 西城秀樹 田辺靖雄 九重佑三子 工藤公康		ほか
第7回(2014年7月)	28,900人	
ゲスト 麻丘めぐみ 因幡晃 川上大輔 ミステラ・フェオ		ほか
第8回(2015年6月)	29,000人	
ゲスト 研ナオコ 渡辺真知子 野村謙二郎		ほか
第9回(2016年7月)	28,900人	
ゲスト 麻倉未稀 白井貴子 平野レミ		ほか
第10回(2017年6月)	32,000人	
ゲスト 松崎しげる 山下久美子 杉浦太陽		ほか
第11回(2018年7月)	32,000人	
ゲスト 加藤登紀子 石井明美 杉浦太陽		ほか
第12回(2019年6月)	31,600人	
ゲスト 山本リンダ 大澤誉志幸 杉浦太陽		ほか
第13回(2022年6月)	16,500人	
ゲスト 浅香唯 武田鉄矢		ほか



### 昨年第14回(2023年6月)

ゲスト 石野真子 ばんばひろふみ ほか **23,000人**

### 2024 Specialゲスト



#### 夏川りみ (ナツカワ リミ)

歌手。10月9日生まれ、沖縄県出身。B型。  
1999年、シングル「夕映えにゆれて」でデビュー。  
2001年にリリースされたシングル「涙そうそう」が大ヒット。同曲で、『日本レコード大賞』金賞を受賞。  
同年、『第52回 NHK紅白歌合戦』に初出場を果たす。



#### 岩崎良美 (イワサキ ヨシミ)

歌手・女優。1961年6月15日生まれ、東京都出身。O型。1980年、シングル「赤と黒」でデビュー。  
85年に発売した「タッチ」が大ヒットし、『日本レコード大賞』金賞など、多数の賞を受賞。  
以降、TBS系ドラマ『スクールウォーズ』や、ミュージカル『アニー』など、女優としても活躍。

# 出展料・小間仕様

## 【①屋外】移動販売車

限定10コマ ※予定

エムウェーブ正面入口 特設会場

基本出店料 **¥150,000**(税別) ※2日間

土間渡しW6m×D3m

- ※当日搬入可能・設置レイアウトの予定
- ※付帯設備はございません(スペース内で完了ください)
- ※飲食販売の場合、長野県一円の移動販売許可が必要(各自申請)
- ※発電機は使用禁止
- 電気代別途：100V 1KW 15,000円(税別)
- ※プロパンガス(使用可能)レンタル什器・アルバイトスタッフ等は各自手配ください
- ※発生した全ての廃棄物(ゴミ)は各自持ち帰りとなります

※申込後(審査)、出店をお願いする場合、即時に請求書を発行します。発行後、約一週間後(期日指定)までに**出店費用をお支払いいただける方のみお申し込みくださいませ**

※販売メニューの重複に関しては責任を持ちません。

ご了承ください

## 【②屋内】移動販売車

限定5コマ ※予定

ニッポン初夏のうまいもん〜物産展 エリア内

エムウェーブ内/同時開催：うまいもん物産展コーナー内

基本出店料 **¥200,000**(税別) ※2日間

土間渡しW5m×D3m

- ※**前日搬入のみ**・設置レイアウトの予定
- ※付帯設備はございません(スペース内で完了ください)
- ※飲食販売の場合、長野県一円の移動販売許可が必要(各自申請)
- ※発電機は使用禁止
- 電気代別途：100V 1KW 15,000円(税別)
- ※プロパンガス(使用可能)レンタル什器・アルバイトスタッフ等は各自手配ください
- ※発生した全ての廃棄物(ゴミ)は各自持ち帰りとなります

※申込後(審査)、出店をお願いする場合、即時に請求書を発行します。発行後、約一週間後(期日指定)までに**出店費用をお支払いいただける方のみお申し込みくださいませ**

※販売メニューの重複に関しては責任を持ちません。

ご了承ください

## 【③屋内】フルブース ニッポン初夏のうまいもん〜物産展

基本出店料 **¥200,000**(税別) ※2日間

- 仕切：システムパネル
- 小間スペース：間口4500mm×奥行2000mm
- バックパネル：間口4500mm×高さ2100mm
- 付帯：什器なし ※ドーム内 火器厳禁・発電機NG

※別途料金：電力100V 1K 15,000円(税別)  
※24時間送電は受け付けておりません  
※レンタル什器・アルバイトスタッフ等は各自手配ください  
※発生した全ての廃棄物(ゴミ)は各自持ち帰りとなります  
※販売メニューの重複に関しては責任を持ちません。ご了承ください！

ドーム内出店は、  
物産に限らず、暮らしに関わる、  
衣料系・アパレル全般・美容・工芸・  
スイーツなど衣食住に関連するものは  
『通常出店』で可能・ご相談ください！  
※ハーフサイズもOK

### 【！注意事項】

\* 出店窓口に関しまして…

屋外〜移動販売車コーナーに関しましては、主催のSBC信越放送では受け付けていただけません！イベント・バンキングのみが出店窓口となります！また、屋内〜に関しましてはコマ数が非常に限定されます、先着順で申し込みいただいた後、コマの確保を確認後のご返答となります、ご了承くださいませ

\* コマ位置に関しては、弊社お取引頻度・申込順(要入金完了)、取扱メニューなどで事務局にて決定させていただきます

\* 空き地や駐車場ロス対応などの簡易的なマルシェイベントや、ビジネスビル・ランチ、モールやGMS・大型SCなどの軒先の販売、単に公園にキッチンカーを設置などの簡易イベント、地方自治体主催の安価な出店料イベント等とは異なり、より企業協賛性の強いテレビ局主催のポンサー付き大型イベントとなります

\* 出店/出展費用に関しまして…  
申込書後、出店をお願いする場合は請求書を発行いたします！一週間ほどで出展費用を事前払いできる業者に限り申し込みください

\* 買取機能や売上保証はございません

\* 仕入れの日安や売上予想などの質問にはお答え致しかねます……  
マルシェ中心のキッチンカーの方や、大型イベントのキッチンカー出店経験者、またコロナ前、後、現在など、また状況も変わってきており、売り上げの落差はあろうかと存じます。平均売上などのアテンドは事務局としては、以上の理由によりハッキリと指針は出しておりません、なにぞイベントという特質性をご理解いただき、引き続き宜しくお願い申し上げます

\* メニュー種類の1社独占販売のお約束はできません  
販売商品重複に関しまして…他の出展者との商品のダブリは一部必ずございます、ご了承の上申し込みください！

## 【ドーム内②】ハーフブース ニッポン春のうまいもん〜物産展

基本出店料 **¥120,000**(税別) ※2日間

- 仕切：システムパネル
- 小間スペース：間口2250mm×奥行2000mm
- バックパネル：間口2250mm×高さ2100mm
- 付帯：什器なし ※ドーム内 火器厳禁・発電機NG

※別途料金：電力100V 1K 15,000円(税別)  
※24時間送電は受け付けておりません  
※レンタル什器・アルバイトスタッフ等は各自手配ください  
※発生した全ての廃棄物(ゴミ)は各自持ち帰りとなります  
※販売メニューの重複に関しては責任を持ちません。ご了承ください！

ハーフ  
サイズ

※申込後(審査)、出展をお願いする場合、即時に請求書を発行します。発行後、約一週間後(期日指定)までに**出店費用をお支払いいただける方のみお申し込みくださいませ**

# お申し込み注意事項

## ・ 出展エリア

出展小間配置場所に関しましては、弊社出展実績・販売ジャンル・申込内容・入金状況などを鑑み、出店管理事務局にて決定いたします。

## ・ 申込方法と申込の確定

出展管理者が別紙に定める本イベントの「出展規約」を確認、承諾いただいた上で、所定の出展申込書に必要事項を記入・押印し、イベント・バンキングにFAXもしくはMailにてご送付ください。

出展管理者が申込書を受理し、審議・承認した後、諸費用の請求書を発行・期日までに支払い完了した時点で出展契約が成立いたします。それと同時にキャンセル請求権も同時に発生いたしますことをご理解ください。

お申し込みに当たっては、出展申込書のコピーを控えとして必ず保管ください。

## ・ お支払い

出店申し込み締め切り日に満たない場合でも小間数完売の場合は早期締切をします。申込後、審査及び請求書の発行後、指定日・指定先にご入金で出店確定となります。

入金が確認できない場合は管理事務局の都合で出店解約し、出店を取り消すこともございますので予めご了承下さい。※振込手数料は、各出店者様のご負担となります。予めご了承ください。

## ・ 申込解約および取消料

出店者が本出店契約の解約を希望する場合は、①出店者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面による解約通知を送付するものとし、当該解約通知が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。なお、各解約日による取消料は以下の通りとなります。

出店/出展 費用振込後のキャンセルはできません・指定経費他の事情により100%貰い受けます

## ・ 最終 出展申込締切

**申込み締切 2023年4月15日(月)**

※ただし規定数決定次第締切ります・審査がございます

## ・ 出展申込・施工・各種申請に関する 問合せ先

出店管理事務局

【イベント・バンキング運営組織委員会/イトーノリヒサoffice】

担当者携帯：080-6455-0872(シマダ) 090-3126-0060 (イトー)

TEL：03-6908-2182 FAX：03-6908-2183 E-mail：eventbanking@email.plala.or.jp



**提出書類①出展申込書**

**募集締切：2024年4月15日**

※ただし完売次第終了！

※本書概要ならびに巻末の出店契約に同意したものととして申し込みをいたします！

募集内容 ※ <input checked="" type="checkbox"/> 願います	<input type="checkbox"/> ①屋外(車) <input type="checkbox"/> ②屋内(車) <input type="checkbox"/> ③屋内フル <input type="checkbox"/> ④屋内ハーフ
出展名	
会社名	
代表者名	
通常飲食営業店舗	有(キッチンカー含む)    ・    無
■担当者連絡先	
担当者	
担当者携帯	
会社 <sup>TEL</sup>	
会社 f a x	
会社住所	
会社 P C e-mail	
HPアドレス	



※右記メニューはサイドメニューとしては不可 ケバブ、串焼き全般、唐揚げ、焼きそば類、ロングポテト系 (なお、別途ご相談ください)

■販売予定品目	販売品目    ※メインメニューは2品目まで	販売予定価格
出展ジャンル	メニュー1 :	
※実演は2品目まで	メニュー2 :	
出店ジャンルの	①	
サイドメニューは	②	
3品目まで…	③	

※基本として、ご記入いただいた品目ジャンル以外の変更、販売はできません

■搬入納品車 情報		車両No
① 車種 :		No :
② 車種 :		No :

※屋外・屋内ともに発電機は使用禁止↓よう記入！ (ガスボンベ持ち込み可能)

	設備・什器 名	仕 様	数	単価(税別)	計
	追加電気設備	200V1KWに付き		使用できません	
	追加電気設備	100V1KWに付き		¥15,000	
	会議テーブル	1800mm×700mm		¥1,500	
	パイプ椅子			¥600	
持込		V    W			
持込		V    W			
持込		V    W			
持込		V    W			
持込		V    W			
					税別
				合 計	

**【提出書類】**

- ①本書 (申込書)    ※記入漏れ注意
- ②移動販売車 (飲食の場合のみ)
  - A.長野県一円の移動販売許可証の写し    B.左記の許可申請時の車台図
  - C.キッチンカー販売歴        年        ヶ月
  - D.任意：出店風景がわかる画像&販売メニューの画像 (出店審査の参考に)
- ③PL保険 (一億円以上の損害賠償責任保険) の加入証の写し

# SBC大人の文化祭 (SBC信越放送 主催)

## 開催イベント出店契約

◆以下、出展規約です。出店概要に記載済みの全ての項目を前提としています。違反行為などを発見した場合、直ちにその行為を中止していただきます。改善されない場合、出店を取り消し、退去していただくことがあります。

### 1、規約の目的

本規約は、本イベントにおける出展条件等について規定します。

### 2、出展申込と契約の成立

出展希望者は、本規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込方法に従ってお申込下さい。主催者はこれを審査の上、本イベントの主旨に適合するものと考えられる出展物(展示物、販売品目、施工、装飾を含む。以下同様。)の展示を予定する出展希望者に対してのみ、「請求書」を発行いたします。出展希望者と主催者との出展契約(以下、「出展契約」といいます。)、は、「請求書」を主催者が発送した時点をもって成立するものとします。

### 3、出展料の支払い

出展料は「請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了しなければなりません。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が本イベント開催後であっても、出展料金額を指定日までに支払わなければなりません。出展社が、主催者に支払うべき付帯費用があるときも、指定日までに支払いを完了しなければなりません。

### 4、小間位置の決定

出展社が利用する展示スペース(以下、「小間」という)の位置は、小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者が決めるものとします。出展社は、主催者が決めた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

### 5、小間の使用方法

- 1) 宣伝・営業活動は、隣接小間に影響のない範囲で、すべて小間の中で行ってください。小間以外のスペースを使用した宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないようにしなければなりません。
- 2) 出展社は、隣接する小間の使用者の使用を妨げる形で自社の小間を施工しないものとします。隣接する小間の使用者から苦情が出た場合、主催者は本イベントの運営上、小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾を変更しなければなりません。
- 3) 装飾物の高さは、後日主催者から出展社マニュアルにより通知される範囲内にしなければなりません。設置材に使用する幕、じゅうたん等、カーテン、展示用の合板の防災対象物品は、防災性能を有するものを使用してください。
- 4) 主催者は、その音・操作方式・材料・におい・外見又はその他の理由から問題があると思われる出展物を制限し、また、主催者の立場から見て、本イベントの目的に適合しない出展物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物その他主催者が問題があると考えるもの一切に及ぶものとなります。
- 5) (2)及び(4)の変更、制限、又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、変更、制限又は撤去によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- 6) 出展社は、出展期間中、主催者指定の出展者証を着用のうえ、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

### 6、小間の転貸等の禁止

出展社は主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

### 7、出展品目・条件

- 1) 出展物について、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。
- 2) 主催者は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展物の撤去を要求することができます。出展社は撤去についての主催者の指示に従わなければなりません。

### 8、保証条項

出展社は主催者に対し、本催事の出展物又はこれに関連する出展物についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

### 9、出展内容の変更

出展契約成立後の出展内容の変更は、出展社が書面により主催者に通知し、主催者が書面により出展内容の変更を承諾した場合に限るものとします。

### 10、出展物の管理と免責

出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講じなければなりません。

### 11、出展物等の設置および撤去

- 1) 出展物等の搬入・設置・搬出(会期中含む)は、後日主催者からの出展社マニュアルにより通知される時間内・方法にて行ってください。出展社が定められる日時までに自社の小間を占有しなければ、主催者は出展契約が解除されたものとみなし、当該小間を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は出展料の返金はいたしません。
- 2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。
- 3) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。
- 4) 小間内の出展物(廃棄物・ゴミ含む)は、会期終了後の指定された日時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、その費用は出展社の負担となります。
- 5) 出展社マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に主催者への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

### 12、工事区分

- 1) テントの仕様・付属の電気・備品については別紙セールスシート参照。
- 2) 電気設備  
照明器具や電気を要する機材などを使用する場合は、使用する電気容量に応じて、出展社マニュアルにより通知される料金がかかります。
- 3) 給排水設備  
保健所の指導により小間内に給排水設備が必要な場合、出展社マニュアルにより通知される料金がかかります。
- 4) 危険物の取り扱い  
ライター、調理油、プロパンガスを使用する場合、事前に主催者への申請が必要です。

### 13、会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の会場やその周辺への車両の乗り入れは、出展物などの搬入のための車両のみとし、出展社マニュアルにより通知される時間内・方法にて行うものとします。出展社関係の方の車両による出退場はできません。公共の交通機関をご利用ください。

### 14、写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出展物の撮影・模写・測定はできません。

### 15、食品の取り扱いについて

- 1) 保健所への申請にかかる費用はすべて出展社負担となります。出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。
- 2) ドリンクの提供制限があります。事務局の指示に従ってください。
- 3) 産地表記、食材表記について  
商品名に上記表記をする場合、必要に応じ、取扱食材の事前確認申請書の提出や、当日の現地での食材検品等を実施する場合があります。偽装など発覚した場合、また疑惑が発生した場合、主催者判断により、当日でも出店営業中止となる可能性があります。

### 16、出展の取り消し

出展の取り消しをするには、書面にその理由を明記し、主催者に提出しなければなりません。出展契約後の取り消しについては、書面の主催者への到達日に応じて、出展社は下記の通り、別紙セールスシートに定める取り消し料を直ちに支払わなければなりません。

- 1) 出展社の利用する小間が一つのみである場合、または、出展社が利用する小間が複数の場合において出展社が全ての小間について出展を取り消す場合  
※ただし、取り消しの書面の到達時点で、出展社が主催者に対し出展料の全部又は一部を支払っている場合、出展社が支払わなければならない取り消し料は、取り消し料と支払済の出展料の差額分のみとし、出展社が支払済みの出展料が取り消し料を超えている場合、主催者はその超過分を返金するものとします。
- 2) 出展社が利用する小間が複数の場合で、出展社が利用する小間の一部のみについて出展を取り消す場合  
※ただし、取り消しの書面の到達時点で、出展社が主催者に対し当該小間の小間料金の全部又は一部を支払っている場合、出展社が支払わなければならない取り消し料は、取り消し料と支払済の小間料金の差額分のみとし、出展社が支払済みの小間料金が取り消し料を超えている場合、主催者はその超過分を返金するものとします。なお、出展社が既に支払った出展料については、まず、取り消しをしていない小間の小間料金を充当されるものとします。

### 17、契約の解除

- 1) 主催者は次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとします。  
ア) 本規約の項目のいずれかに違反した場合  
イ) 出展社の役員、従業員、その他雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律(暴対法)に規定する団体(暴力団その他反社会勢力)の構成員、準構成員であった場合、またそれら団体が自社の資金、経営に関与した場合。  
ウ) その他、本催事の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合。  
エ) 主催者が契約を解除した場合、出展社は次の義務を負うものとします。  
ア) 本催事の開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復すること。  
イ) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。  
ウ) 解除により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。  
エ) 解除に関して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。
- 3) 主催者は、本条(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する印刷物、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

### 18、損害賠償

- 1) 出展社は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は本催事の建造物の損壊、人身に対する損害等、一切の損害を賠償するものとします。
- 2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用(弁護士費用を含む)、必要経費及び損害の一切について主催者に賠償する義務を負うものとします。  
ア) 出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社とともに被告とされた場合を含む)。  
イ) ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展社の意思に拘束されないものとします)。

### 19、本イベントの開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、本催事開催を中止又は開催時間の短縮をすることがあります。その場合、出展料の返却はいたしません。

### 20、規則の変更と追加

主催者は、本イベントの業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また本規約に記載のない事項について新たに取り決め、各種の追加や変更を行う権利を有するものとします。

### 21、規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定(出展社マニュアル含む)を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本催事の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

### 22、管轄裁判所

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。